

勿凝学問 117

やっぱり、間違いは人のせいにしましょうかね（笑）

スウェーデン方式の年金が日本でもできると、昔思ってしまったきっかけ

2007年11月15日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

今日は11月15日——明日16日は、高知に出かけて桂浜に泊まるのだが、今日11月15日と明日あたりに桂浜近辺でなにか行事があるんじゃないかと、思っていたりもする。その理由は、分かる人にだけ分かればいだろう。

そんな楽しみを想像しながら、明日金曜日の大学院を前倒しにして木曜日に行っていると携帯にメールが届く。

「4時半から5時頃研究室に行きます・・・」

ということで、大学院の後、ある新聞の論説委員さんと研究室でデート。

はじめに医療の話で一時間以上ひとしきり盛り上がった後、今日の本題である年金の話に移る。すると、おもしろいものを鞆のなかから取り出された。なんとなんと、厚生労働省が2002年12月に出した今や懐かしい『年金改革の骨格に関する方向性と論点』ではないか。

「ここに、こう書いてあるんですよ——概念上の拠出建て方式は、将来、最終的な保険料水準に到達したときに、導入の可否について検討¹——と」。

そう！ まったくそのとおり！！ なんと人騒がせな文章なことか！！

僕も5年ほど前の12月に『方向性と論点』を手に入れた。そして上記の文章の印象が強く記憶に残って、翌2003年の4月に書き上げる論文の中で、次のように書いてしまうことになる（涙）。

今すぐにスウェーデンと同じ、みなし運用利回り付き拠出建て賦課方式年金を導入するのは難しく、それを日本流に変容したものを適用することも難しくうである。やはり、次節で詳しく検討する『方向性と論点』のなかで論じられ

¹ 『方向性と論点』 p.53.

ているように、「概念上の拋出建て方式は、将来、最終的な保険料水準に到達したときに、導入の可否について検討」と記されているのは、現在のところは正直かつ妥当なところなのかもしれない。

権丈(2004)「年金改革の政治経済学——厚生労働省『年金改革の骨格に関する方向性と論点』を読んで——」『年金改革と積極的社会保障政策』46頁。

その後の経過を知っている人は分かると思うけど、上の文章は大失敗であった。後に僕は、スウェーデン方式が日本には適用できないことを、この国で**おそらくいち早く**言い始めることになる。しかし、僕が初動でミスをおかした根本的なきっかけは、やはり『方向性と論点』の中での「概念上の拋出建て方式は、将来、最終的な保険料水準に到達したときに、導入の可否について検討」という文章を読んだことにあったわけである。

2004年4月5日にスウェーデン方式を模したとされる民主党の年金改革案が世に出されたときに、日本の新聞のなかで**おそらくいち早く**社説でそれを支持した論説委員と僕は、厚労省が出した『方向性と論点』の中の、まったく同じ文章に着目していた——ということが今日分かったわけである・・・。

ふたりで、僕らが間違えた原因は、年金局のこの紛らわしい文章にあったんですよええということを確認め合い慰め合ったというのが、今日の出来事である。

僕は自由人だから、おっと間違えちゃったよおと言えるけど、組織の中では、なかなか辛いものがあるだろうなあと同情したり。

んっ？　ここまで書けば、分かる人には誰だか分かるだろうから、明日、お名前を出していいすかと訊いてみようかな(￣。￣)ボソ...

それとも、今日の文章、最初から最後まで、分かる人にだけ分かればよしという姿勢のままにしておくのも粋かもしれない。

後日談

この文章を読まれた論説委員さんから、「いえいえ、秘密にしておいてください」とのメールが届く。分かる人には誰にも分かる(?)話なんですけどね(笑)。